

政令番号371 テブフェンピラド

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)						
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸
1	北海道							
2	青森県		2.5E+2					250.0
3	岩手県		1.0E+1					10.0
4	宮城県							
5	秋田県		1.0E+1					10.0
6	山形県		2.0E+1					20.0
7	福島県		7.0E+1					70.0
8	茨城県			1.0E+1				10.0
9	栃木県			1.0E+1				10.0
10	群馬県							
11	埼玉県							
12	千葉県		1.0E+1					10.0
13	東京都							
14	神奈川県							
15	新潟県		1.0E+1					10.0
16	富山県							
17	石川県							
18	福井県							
19	山梨県		1.0E+1					10.0
20	長野県		9.0E+1					90.0
21	岐阜県		1.0E+1					10.0
22	静岡県							
23	愛知県		1.0E+1					10.0
24	三重県							
25	滋賀県		2.0E+1					20.0
26	京都府							
27	大阪府							
28	兵庫県							
29	奈良県		1.0E+1					10.0
30	和歌山県							
31	鳥取県		2.0E+1					20.0
32	島根県							
33	岡山県		4.0E+1					40.0
34	広島県		1.0E+1					10.0
35	山口県							
36	徳島県							
37	香川県							
38	愛媛県							
39	高知県							
40	福岡県							
41	佐賀県							
42	長崎県							
43	熊本県							
44	大分県							
45	宮崎県							
46	鹿児島県							
47	沖縄県		1.0E+1					10.0
	全国		6.1E+2	2.0E+1				630.0